

(農林水産委員会)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)(先議)要旨

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大など、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長するものである。